

令和4年3月 農業委員会議事録

開催日：令和4年3月25日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時54分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 4 年 3 月 2 5 日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2 階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
主 事 辻 敬 済

(説明員) 開発指導課長 山 口 勇
開発指導課調整幹 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時31分

9. 会議の内容

局	長	皆様、改めましておはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	改めまして、おはようございます。暖かくなったり寒くなったり、よく暑さ寒さも彼岸までと言いますけれども、先日、雪混じりの雨も降りまして、年明けに結構天気続いたなと思ったら、このところ雨が適当に降っていますので、田んぼのほうも大分水がたまって、また週末も雨ということで、雨が降り始まったら何か続いて、花粉症の方には雨が降ると大分楽なのかなと思いますけれども。 まん延防止も21日で終わりました、おとといは2,000人台だったのですが、昨日はまた3,000人台という埼玉県高止まりと言ったらいいのか分かりませんが、なかなか人数が減らないということで、まん延防止は終わったとはいえ、まだまだ感染が続いているという状況です。 コロナはなくなるわけではないのですが、これから今までに近い生活にしないといけないと思います。 何はともあれ温度差が激しいので、体調には十分気をつけていただいて、これからの農作業に励んでいただければと思います。内容整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。
局	長	ありがとうございました。 本日、出席委員は14人全員出席しておりますので、総会は成立しております。 それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。
議	長	ただいまより開催いたします。 まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づ

統括主幹

き、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、10番の田口委員、11番の荻島職務代理を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は9,662平方メートルです。通作距離は車で5分、農機具は完備しております。農業従事者は譲受人含め2名です。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員3番の今井委員よりお願いいたします。

3番推進委員
(今井委員)

1番の件について補足説明します。

3月23日に現地を確認しております。申請地の2筆については、適正に管理、耕作されておりました。なお、許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議 長	〔挙手全員〕 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	議案書の2ページを御覧ください。 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。 番号、申請人氏名の順に読み上げます。 それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、平成29年に相続により農地を取得しましたが、高齢となり耕作ができなくなり、現在は土地の管理をしております。このたび、本件申請地の近隣の会社から駐車場として貸してほしいとの強い要望があり、困っている方に協力できればと考え申請に及んだものです。 本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。
1 番 委 員 (瀬尾委員)	1番の件についてご説明いたします。 3月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑で、転用の目的は駐車場であります。東側の出入口を除いて、周囲をコンクリートブロック等を設置することから、周囲への被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 議 長	なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
統 括 主 幹	続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局から説明願います。 議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、1番の概要ですが、目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在、市内の賃貸住宅に夫婦及び子供1人、計3人で居住しておりますが、このたび、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は小中学校が近く、また妻の実家に車で20分程度の距離に位置し、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。 続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在、市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、妻の母親が所有する土地を勧められ、申請地は実家の隣接地であることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。 続きまして、3番及び4番については関連がありますので、一括して説明します。 転用目的は車両置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成

26年に市内に本店を置き、主に中古自動車販売を営む法人です。現在、使用している車両置場が狭いため、新たに車両置場が必要となり、土地を探していたところ、申請地は現在の車両置場に近く、計画したところ土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在、市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり、将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖母の家に近く、将来の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供4人、計6人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在の住まいから近く、生活環境を変えることもないことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について小林委員、2番について三ツ木委員、3番及び4番について荻島職務代理よりお願いいたします。また、5番及び6番については、私から説明いたします。

それでは、1番について小林委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(小林委員)

1番の件について説明いたします。

3月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側の出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたしま

議長

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

議長

1 1 番 委 員
(荻島委員)

議長

す。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

2 番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

2 番の件について説明いたします。

3 月 14 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。南側の出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いします。

ありがとうございました。

3 番及び 4 番について、荻島職務代理よりお願いいたします。

3 番及び 4 番の件について、一括して説明いたします。

3 月 16 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑です。転用目的は車両置場です。東側出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議お願いいたします。

ありがとうございました。

5 番及び 6 番について私から説明いたします。5 番の件について説明いたします。

3 月 14 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。西側の出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲への被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、6 番の件について説明いたします。

同じく 3 月 14 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。南側の出入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲への被害を及ぼすおそれはないと判

全
員
議
長

断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議
長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について事務局から説明願います。

統
括
主
幹

議案書の4ページ及び5ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、目的は農地改良です。借人は貸人から、申請地は水路からの流量が減少したため、田んぼに十分な水量が確保できなくなり、畑に転換し野菜を作りたいとの要請を受け、道路面より30センチ高く盛土するものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成11年に市内に本店を置き、主に一般貨物自動車運送業を営む法人です。現在使用している駐車場は7か所ありますが、そのうち2か所について土地所有者から明渡しの申出があり、新たに駐車場用地を探していたところ、申請地は前面道路も広く、アクセスもよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

議 長

10番委員
(田口委員)

いたしまして、譲受人は、現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり、将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にもほど近く、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成22年、三郷市に本店を置き、主に建設業を営む法人です。事業拡大に伴い、現在使用している資材置場が手狭となり、新たな資材置場が必要となり、土地を探していたところ、申請地は前面道路も広く、アクセスもよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は令和2年に草加市に本店を置き、主に解体業を営む法人です。このたび、土木工事の業務拡大をするに当たり、資材置場用地を探していたところ、申請地は事務所からほど近く、アクセスもよく、計画したところ、土地の所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を7番から10番について田口委員、11番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、田口委員よりお願いいたします。

それでは、7番の件について説明をいたします。

3月16日に現地を確認しました。申請地の現況は田で、転用目的は田畑転換（一時転用）です。工事期間後は、畑として有効利用する旨の誓約書も提出されていることから、やむを得ないことと判断されま

議長

2 番 委 員
(藤 井 委 員)

議長

全 員
議長

す。

続きまして、8 番の件について説明します。

同じく 3 月 16 日に現地を確認しました。申請地の現況は田で、転用目的は駐車場です。被害防除については、出入口を除き周囲にコンクリートブロックにて区画し、フェンスを設置して、土砂等の流出を防止することから、隣地に被害を及ぼすことはない判断されます。

続きまして、9 番の件について説明します。

同じく 3 月 16 日に現地を確認しました。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。被害防除については、出入口を除き周囲をコンクリートブロックにて区画し、土砂等の流出を防止することから、隣地に被害を及ぼすことはない判断されます。

続きまして、10 番の件について説明します。

同じく 3 月 16 日に現地を確認しました。申請地の現況は田です。転用目的は資材置場です。被害防除については、出入口を除き周囲に鋼板を設置し、土砂等の流出を防止することから、隣地に被害を及ぼすことはない判断されます。

以上、4 件報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

11 番について、藤井委員よりお願いいたします。

11 番の件について説明いたします。

3 月 14 日に現地を確認しました。申請地の現況は畑で、転用の目的は資材置場です。被害防除については、北側出入口を除く周囲に L 型擁壁及び鋼板を設置し、土砂等の流出を防止することから、隣地に被害を及ぼすことはない判断します。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし

		ます。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、許可相当と意見決定いたします。
		続きまして、第４号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書
統括主幹		書の発行について、事務局から説明願います。
		議案書の６ページを御覧ください。
		第４号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行につ
		いて説明します。
		番号、出願人氏名の順に読み上げます。
		それでは、１番の内容ですが、筆数が１１筆で、面積は９,３５９平方メー
		トル。平成３１年４月２６日から令和４年３月２５日までの証明です。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進
推進委員９番		委員９番の齋藤委員よりお願いいたします。
(齋藤委員)		１番について報告いたします。
		３月１４日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適
		用農地１１筆については、適正に管理、耕作されておりますので、報告
		いたします。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし
		ます。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたしま

統括主幹

す。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番から2番について、事務局から説明願います。

議案書の7ページから14ページを御覧ください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番及び2番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、718平方メートル、再設定で、期間は5年です。

2番、96筆の合計6万1,916平方メートル、新規で期間は5年です。
詳細につきましては、議案書を参照してください。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議
全
議

長
員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての3番につきましては、議事参与制限のある案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●●委員は退席を願います。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻：午前10時23分）

（●番 ●●委員退室：午前10時23分）

議

長

(再開時刻：午前10時24分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての3番につきまして、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の14ページを御覧ください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての3番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

3番、4筆の合計1,446平方メートル、再設定で、期間は3年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時25分)

(●番 ●●委員入室：午前10時25分)

(再開時刻：午前10時26分)

議

長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての4番につきましては、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●は退席させて

職 務 代 理

統 括 主 幹

職 務 代 理

全 員

職 務 代 理

職 務 代 理

いただきます。

議事進行につきましては、荻島職務代理にお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時27分)

(●番 ●●委員退室：午前10時27分)

(再開時刻：午前10時28分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、4番について事務局から説明願います。

議案書の14ページから16ページを御覧ください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての4番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

4番、25筆の合計2万1,429平方メートル、新規で期間は5年です。詳細につきましては、議案書を参照してください。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時29分)

議長

統括主幹

議長

(●番 ●●委員入室：午前10時29分)

(再開時刻：午前10時30分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の17ページです。第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、18ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、6件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、19ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、20ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回は1件の届出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

報告事項は以上です。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、4月25日、月曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時31分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和4年 3月25日

議 長

署名委員

署名委員